

## 11 商取引に関連する法規

今回の法律のお話は、ネットショップに直接かかわってくる部分です。トップページ作りや商品登録の際に、違反しないように気を付けましょう。ここはしっかりと「何をしたらダメなのか？」は抑えておきましょう。このような、覚えておかなければいけないものは、面倒ですが、まとめておくと後々にお店のリニューアルや、画像を作るときに便利です。「あれ？」と思ったら、必ず調べるようにしてください。繁盛店になってきますと、このような内容からチャチャが入る可能性があります。今のうちから気にかけておいて、何かしらに抵触しないように気を付けていってください。

### ●知的財産権

ネットショップを運営する上では多くの法律と向かい合う必要がある。関連する主な法律について順次解説していく。まずは知的財産権について勉強していく。知的財産権とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に与えられる、創作物を他人に無断で利用されない権利のこと。「知的所有権」と呼ばれることもある。知的財産権は、次ように様々な種類の権利に分類される。

#### 知的財産権の種類

- ・産業財産権・・・・・・・・特許権、実用新案権、商標権、意匠権
- ・著作権・・・・・・・・著作財産権、著作者人格権、著作隣接権
- ・その他の権利・・・・・・・・不正競争防止法による権利、種苗法による権利等

ネットショップのサイト作成時には、様々な文章や画像等を掲載するが、このとき、他人が作成した文章や画像を使うと、著作権等を侵害する可能性がある。侵害すれば刑事罰が課せられる可能性がある。

ここではネットショップ運営時に、特に注意しなければならない知的財産権について解説する。

## 11 商取引に関連する法規

### ◆商標権

商標とは、文字、図形、記号、立体的形状やこれらの組み合わせ、これに色彩を加えたマークで、事業者が「商品」または「役務」について使用するものをいう。このようなマークを財産として保護するのが商標権である。そのため、商品のマークやサービスを無断で使うと、商標権侵害となるおそれがある。

### ◆意匠権

商品のデザイン等を保護する権利。オリジナル商品等を作成する際、既存デザインを模倣すれば、意匠権侵害となる可能性が高い。

### ◆著作権

文章や写真、イラスト、音楽等の「著作物」については、それらを創作した著作者に対して、著作権が認められている。この権利は、著作物を創作した時点で自然発生する。著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間及び、その死後 50 年間。著作物は「思想または感情」を表現したものであることが必要である。サイトの制作時に許可なく使用すると、著作権侵害に当たる。他方、商品カタログに記載されている仕様や機能等の記述は、単なる事実の記載であり、思想、感情を表現した者とは言えないものが多く、それらを許可なく掲載しても問題はないとされる。なお、著作物を利用したい場合は、原則として著作者の許可を得る必要がある。ただし、著作権法上、以下の場合は引用が認められており、著作権者の許諾なく利用できる。

引用として認められる条件

- (1) 引用の対象となる著作物が「公表」されているものであること。
- (2) 引用する必然がある。
- (3) 引用して利用する著作物と、引用されて利用される著作物を明瞭に区別して認識することができること。
- (4) 引用して利用する著作物が「主」で、引用されて利用される著作物が「従」の関係であること。
- (5) 引用されて利用される著作物の出どころを表示すること。

尚、写真画像には、著作権はもちろん、法律で明確に規定されている権利ではないが「肖像権」と「パブリシティ権」といった権利も存在する。裁判では、この権利を認める判決

## 11 商取引に関連する法規

が出ているため、ネットショップで写真画像を使う場合は注意を要する。

### ◆肖像権

有名、無名を問わずに、他人の姿が映った写真の無断使用は肖像権侵害になりうる。そのため、映っている本人の許諾が必要。

### ◆パブリシティ権

タレント等の有名人の氏名や肖像には「人を惹きつける力」があり、そこから得られる経済的利益ないし価値を独占できる権利のことをパブリシティ権という。無断で有名人の氏名や肖像を活用すると、パブリシティ権侵害となる恐れがある。

### ●特定商取引法

消費者トラブルが生じやすい特定の商取引を対象とした法律。同法では、ネットショップ事業者に対し、ホームページ上で「販売業者名」「責任者の氏名」等の表示をすることを義務づけている。

### ●個人情報保護法

ネットショップでは「アクセスログ」「購入履歴」「クレジットカード情報」「顧客データ」等の情報を取り扱うが、これらのうち個人を特定できる情報は個人情報に当たる。ネットショップで扱うほとんどの情報が個人情報を含むと言っていい。「個人情報保護法」並びに、「同施行令」では、個人情報を扱う事業者に対し、その情報を安全に管理することを義務づけている。ただし、過去六か月以内のいずれの時点においても、扱う個人情報が 5,000 人分を越えない事業者は除外されている。規制の対象にならない事業者に対しては、都道府県が条例として指針を示しているケースがみられる。また同法では、個人情報の利用目的を特定するよう規定しており、利用目的から外れた個人情報の使用を禁止している。例えば、お客様に注文時に発注者情報としてメールアドレスを記入していただいたとしても、それだけで、勝手にメールマガジンを送ることはできない。更に裁判所、警察署等の公的機関から法律にのっとり要求された場合を除いて、第三者への情報の譲渡・提供も禁止されている。

## 11 商取引に関連する法規

### ●電子契約法

民法では、契約について「申し込みの意思表示」と、「承諾の意思表示」の合致により成立すると規定している。例えば、実店舗でジュースを買う場合、お客様が「ジュースを 100 円で売ってください。」と発言し実店舗が「いいですよ」と発言すれば、お客様と実店舗との間に「ジュースを 100 円で売買する」という契約が成立する。この契約は口頭でも成立する。一方、ネットショップは実際の店舗と違って、店側とお客様が顔を合わせることがなく、契約成立のタイミングが分かりづらい。この「ネットショップにおける売買の契約時期」を定めたのが「電子契約法」だ。具体的には、お客様が注文フォーム等を使って、商品を注文する。その注文をショップ側が受けとり「ご注文を承りました」と承諾の意思表示をメールで発信する。そのメールがお客様に届いた時点で契約が成立する。ただし、ショップ側は「注文の確認画面」を設置しておく必要がある。この確認画面が設置されていないと「操作ミスによる申し込みの意思表示」の可能性があると判断され、申し込み自体が無効となる。お客様の入力ミスは少なからずおこりえる。その点を配慮して、電子契約法では、購入客が注文内容を確認して訂正できる画面を設けて、入力ミスを防ぐ必要があると定めている。

### ●景品表示法

#### ◆景品に対する規制

ネットショップでは、商品の購入者や見込み客に対して「商品プレゼント」等のイベントを開催することがある。このとき、プレゼントが豪華すぎると、消費者は商品ではなく、プレゼント目的で買い物をすることも考えられ、結果として、質の悪い商品や法外に高い商品を買ってしまう危険性がある。そこで、景品類の「総額」や「最高額」を規制している。景品表示法における「景品類」とは

「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随する物品、金銭その他の経済上の利益」のことを指す。したがってネットショップにおけるプレゼントキャンペーンは、すべて「景品類」と考えられる。

提供できる景品類の限度額等

#### (1) 懸賞

くじや抽選等の偶然性を利用して当選者を決める方法のこと。「1,000 円以上お買い上げの方から抽選で 10 名様に〇〇をプレゼント」等がこれにあたる。景品の上限は、取引価格に応じて次のように定められる。

## 11 商取引に関連する法規

取引価格	景品類の最高額	景品類の総額
5000 円未満	取引価格の 20 倍	売り上げ予定総額の 2%
5000 円以上	10 万円	同上

### (2) 総付景品

「1,000 円以上お買い上げの方にはもれなく〇〇をプレゼント」のように、抽選等の偶然性によらないで景品を付ける方法のこと。景品の上限は、取引価格に応じて次のように定められている。

取引価格	景品類の最高額
1000 円未満	200 円
1000 円以上	取引価格の 2/10

※参考文献「ネットショップ検定 公式テキスト」より一部抜粋

いかがだったでしょうか？長くて眠くなりましたか？直接ネットショップの運営にかかわる部分が多くありますので、今回の内容は押さえておいてください。せめて 3 回ぐらいはしっかりと集中して、読んでおいてください。ページ作りや、商品ページ作成時に直接かわってくることはばかりです。意外なところで法律に抵触していたりしますので、少し気にしながらのページ作りに励んでください。イベント・キャンペーンなどでも「景品表示法」に気を付けなければなりません。これは、誰かが教えてくれなければ、知らず知らずに違法行為を行ってしまう見落としやすい部分です。景品等のプレゼントの企画は適当に決めているのではなく、このような根拠があったんですね。ぜひキャンペーンなどにお役立てください。

ある店舗様では、綺麗な画像だからと同業他社の画像を店舗の制作当時に拝借し、その後すっかり忘れ、何年後かに「その画像は制作されたんですか？」とその業者から連絡が来て青ざめたことがあると言っておりました。簡単にコピーできてしまうので「なんとなく」のつもりでも、後々問題になることがあります。バナー等を制作する際や、イメージ画像に使うモノは「ばれないだろう」とネットから拾うのはやめておいた方が賢明です。あなたのお店が有名になると、誰が来店してくるかわかりません。必ずご自身で画像等を制作・用意してください。